

運転技能検査運用要綱の制定について

令和4年5月12日
例規（運教）第13号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの実施要領を別添のとおり制定し、令和4年5月13日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

運転技能検査運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 検査員の要件

検査に従事する者は、高齢運転者の運転技能の採点を行うとともに、当該高齢運転者の特性を踏まえた指導等を行う必要があるため、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）における実車による指導に従事する者の要件を備えた者（以下「検査員」という。）とする。

第3 検査の実施方法等

1 実施方法

実施方法については、実施機関の体制等に応じて、高齢者講習と同様に適正な人数で編成されたグループで行う方法のほか、受検者ごとに個別に実施する方法のいずれでもよいこととする。また、高齢者講習における実車による指導と合同で行うことができるものとする。

2 実施場所

原則として千葉県警察千葉運転免許センター、同流山運転免許センター及び自動車教習所のコース（以下「コース」という。）において行うこと。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合は、道路又はその他適切な場所において行うことができるものとする。

3 設備

検査を実施するために必要な設備について、次のとおり整備すること。

（1）普通自動車

検査に使用する所要の普通自動車を必要台数整備すること。また、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

（2）録画装置等

検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等（一定期間、記録が保存され、当該検査後に映像及び音声を確実に確認することができるものに限る。以下同じ。）を整備すること。

(3) 映像再生機材

録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

第4 検査実施上の留意事項

1 使用車両

普通自動車を使用すること。また、受検者の車両の持込みに関しては、身体の障害があることを理由に法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許に条件が付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受検者からの申出があり、車両の持込みによる検査を行うことについて、他の受検者に支障がなく、かつ、安全性に問題がない場合には、車両の持込みを認めることができるものとする。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の規定に基づく運転技能検査手数料は変わらないことを受検者にあらかじめ了知させておくこと。

2 コース設定

コースは、各課題が適切に実施でき、かつ、受検者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分間以上となるよう、走行距離（ならし走行を除く。）を1,200メートル以上に設定すること。

なお、当該コースの種類は複数設定することを要しない。

3 検査の実施

検査は、次に掲げる事項について留意の上、ならし走行を含め、受検者1人当たり少なくとも20分間行うこと。

(1) 受検者の確認

法第101条の4第5項3号に規定する事項を記載した書面（以下「検査通知書」という。）、運転免許証等により受検者であることを確認すること。

(2) 事前説明

課題の実施前に受検者に対し、実施方法及び採点に関する説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

(3) ならし走行

受検者ごとに、おおむね300メートルのならし走行を行うこと。また、ならし走行から課題走行への移行は、特段の事情がない限り、降車させずに行うこと。

(4) 課題走行

課題については、別に定める運転技能検査等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施することができるものとする。

(5) 採点

各課題不履行の場合や、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、実施要領に基づき、減点式採点法により客観的かつ厳正に採点を行うこと。また、採点は、ならし走行が終了した時点から、コース等における走行を終えて車両を停止した時点までの間に

ついて行うこと。

(6) 安全指導

課題終了後の安全指導については、受検者ごとに個別に行うこととし、減点した課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

4 検査の公平性の確保

ドライブレコーダー、車内カメラ等の録画装置等により、受検者の動静や検査員の採点状況等に係る映像及び音声について記録し、検査の公正性を確保すること。

なお、録画装置等の活用により、次番者の同乗は要しないものとする。

5 検査中の指示

検査員は、走行順路を教示するに当たっては、受検者が運転に余裕を持つことができるように教示の時期を十分考慮するとともに、進行方向を指し示すなどにより、明確に教示すること。また、走行順路の教示、減点後の是正措置又は危険防止のための指示を除き、助言は行わないこと。

6 検査の中止

検査の途中で受検者の成績が合格基準に達しないことが明らかになった場合においても、原則として全ての課題が終了するまで検査を継続するものとするが、この場合（次のいずれかに該当する場合を含む。）において、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、検査を中止することができるものとする。

(1) 時間超過

運転技能が著しく低いこと等により、おおむね20分間を大幅に超過しても検査が終了しないと見込まれるとき。

(2) 指示違反

検査員が、検査の実施に必要な指示をしたにもかかわらず、正当な理由なく、受検者がその指示に従わないとき。

(3) 事故

受検者が人の死傷又は物の損壊を伴う事故を起こしたとき。ただし、当該事故について、受検者の責めに帰すべき事情がない場合を除く。

7 走行順路を誤った場合の措置

検査において受検者が走行順路を誤った場合、検査者は直近の幹線コース又は周回コースを前進迂回して正規の走行順路に復帰させること。この場合（検査員が走行順路を誤って教示した場合を除く。）において、正規の走行順路に復帰するまでの間に、走行中の危険を回避するため、検査員がハンドル・ブレーキ等の操作を補助し、又は是正措置を指示した場合は、減点の対象となることに留意すること。

8 合格基準

検査の成績は100点満点とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める得点となった者を合格とする。

(1) 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は現に受けている者

80点以上

(2) 前(1)以外の者

70点以上

9 運転技能検査受検結果証明書の交付

検査の成績が70点以上の者に対しては、運転技能検査受検結果証明書(別記第1号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。ただし、検査の成績が70点未満の者であっても証明書の交付を希望する者に対しては、当該証明書を交付するものとする。また、運転申請書又は運転免許証更新・講習申請書に証明書を添付しなければならないことを教示すること。

第5 委託を受けた法人の業務等

1 検査の委託

検査の委託は、法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2に定めるところによるものとする。

2 委託先法人の要件

検査を委託する場合は、次の基準を満たした法人に検査を委託するものとする。

- (1) 検査を適正かつ円滑に実施するために必要な数(少なくとも2人以上)の検査員が置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要なコースその他の設備を有し、また、当該コース等は、高齢者の移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性が確保されていること。
- (3) 検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理等を適正かつ確実にを行う組織及び能力を有すること。
- (4) その他検査を適正かつ円滑に実施するために、必要かつ適切な組織及び能力を有すること。

3 検査申請の受理

検査に際しては、検査通知書及び運転免許証(以下「免許証等」という。)により、受検者であることを確認し、検査の申請は、運転技能検査申請書(別記第2号様式)を提出させて行うものとする。

なお、特定失効者等が免許証等を紛失したなどの理由により、当該免許証等によって受検者であることを確認することができない場合は、その他の身分証明書により受検者であることを確認すること。

4 検査の実施要領

前記第3及び第4の規定を準用する。

5 公安委員会に対する報告

- (1) 交通部運転免許本部運転教育課長(以下「運転教育課長」という。)は、前記2に規定する委託を受けた法人(以下「委託先法人」という。)に対し、検査結果について、受検者の氏名、生年月日、性別、運転免許証番号(以下「免許証番号」という。)、検査場所、検査番号、検査年月日、検査種類その他公安委員会が必要と認める事項を速やかに公安委員会に報告させること。また、報告内容に変更があった場合は、公安委員会に対し変更に係る事項を速やかに報告させること。
- (2) 運転教育課長は、委託先法人に対し、受検者等から検査結果についての苦情や不

服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録させ、速やかに公安委員会に報告させること。

6 運転評価票の送付等

(1) 運転教育課長は、委託先法人に対し、検査終了後、速やかに実施要領で定める運転評価票を公安委員会に送付させること。

(2) 運転教育課長は、受検者が証明書を亡失などした際、当該証明書を再交付することができるよう、当該証明書の写しを委託先法人において1年間保存させるものとする。

第6 交通部運転免許本部運転教育課の業務

公安委員会が検査を実施する場合（以下「直接検査」という。）は、次によるものとする。

1 検査の申請の受理

前記第5の3の規定を準用する。

2 検査の実施要領

前記第3及び第4の規定を準用する。

3 証明書の交付

前記第4の9の規定を準用する。

4 検査結果の登録及び管理

運転教育課長は、委託先法人から報告を受けた検査結果及び直接検査の検査結果が70点以上の者を運転者管理システムにより登録するものとする。また、登録内容に変更があった場合は、確実に修正を行い管理するものとする。

5 委託先法人への指導・教養

運転教育課長は、委託先法人における受験者の検査日・予約状況を把握するとともに、コース設定が適切であるかどうかについて必要に応じて確認を行うものとし、検査が適正に行われるよう指導監督を徹底するものとする。

第7 その他

1 受検者への配慮

受検者は、一般に検査を受けることに不慣れであることや、日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置き、検査中はもちろん受付時から検査終了時まで、受検者の心情や体調に配慮した対応に努めるものとする。

2 事故防止

受検者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期すため、検査員等に特段の配慮をさせるとともに、検査に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

以下様式省略